

重点課題	事業計画	実施(予定)計画	実施内容	成果と課題
1) 高齢者・障がい者虐待 対応力の強化	権利擁護・虐待対応に関する研修 会の実施	職員向け権利擁護研修	6/17行政職員等向け権利擁護研修(権利擁護と虐待対応)を開催 講師:NPO法人PASネット上田晴男氏	虐待対応等権利擁護支援に関わる職員(行政、高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業所、権利擁護支援センター等)を対象に、「権利擁護支援の基本的な考え方と行政職員の役割」と題し研修を開催した。新任職員はもとより基本的な考え方を学ぶことができた。
		虐待対応マニュアルを使った研修(高齢虐待対応職員向け)	帳票作成が間に合わず、開催できなかった。	マニュアルの帳票集の完成が大幅に遅れているため開催できなかった。来年度は開催予定。
		障がい者虐待対応研修(障がい者施設従事者向け)	7/3、障がい者基幹相談支援事業所と共催で、障がい者施設従事者等虐待について、施設職員向けの研修を開催(午前の部、午後の部) 講師:西宮市社会福祉協議会 玉木幸則氏	「適切な支援」ってどんな支援?というテーマで、障がい者施設従事者等による虐待について、従事期間が5年未満の施設職員を対象に研修を実施した。色々な種別の事業所に参加していただくため、午前の部と午後の部と同じ内容で、2回開催した。参加者は午前の部:42名、午後の部:21名。2部に分けて行ったことで、多くの参加者があった。参加者からは、「虐待のメカニズムを身をもって感じる事ができた」「向き合うことにエネルギーのいるテーマだったが、グループワークもあり、素直に理解や整理ができた」「支援の在り方を見直すよい機会になりました」等、感想をいただいた。来年度は5年以上の職員を対象に行う予定。
	レビュー会議(虐待対応評価システム)の実施	障がい:モニタリング会議(年3回のレビュー会議等)	レビュー会議を7/23、11/28、3/10と3回開催した。	通常通り、年間3回のレビュー会議を開催することができた。しかし、通報案件が少なかつたため、レビュー会議のあり方や、意義について、各職員が十分理解できていない。マニュアルを使つての、職員向けの研修が必要。
		高齢:モニタリング会議(年4回の評価と年2回のレビュー会議等)	高齢者虐待は4包括、各4回の評価と各2回のレビュー会議を実施。2回目は3月に開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。 ・精道:9/30 ・潮見:9/30 ・西山手:10/7 ・東山手:10/3 また、虐待通報の状況から全市の地域課題等を検討するレビュー(縦レビュー)を、11/29に開催。SVは関西国際大学 山本 委樹氏	レビュー会議は各包1回実施したが、コロナウィルスの影響で2回目が実施できなかったため、評価は各包括で行い、レビューシートを作成、資料での確認のみとなった。今年度は判定率:89%、認定率:30.7%、終結率:65.0%。昨年に比べ、判定率、終結率は上がっている。年度内の判定、終結が多くなっており、早期の対応ができています。縦レビューに関しては、前年度よりは、個別課題と地域課題を分けて考えることができたが、今後、その課題について、具体的な計画を立て、実施に向けた取り組みが必要。
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルの改訂に向けた準備	ワーキングチームの編成と現マニュアルの評価と見直し	マニュアル改訂に向け、11/8から4回の打ち合わせを行い、帳票改訂およびマニュアル改定に向けた準備をおこなった。	平成26年に作成した現マニュアルを、必要な情報の記載および実務に即した運用に向け改訂を行うため、監査指導課、高齢介護課と一緒に打ち合わせを行った。現行の帳票の課題を抽出することができ、帳票の改訂から進めていくことになった。
	SV機能の活用(事例検討会・モニタリング・専門委員会等)	困難ケース事例検討会の実施	今年度は困難ケースの事例検討は行わなかった。	今後、レビュー会議へのSVの参加や、専門員会のありかたについて検討が必要と思われる。
専門相談の活用	虐待対応について専門相談(弁護士・司法書士)を活用する	定期相談として、第1、3火曜日:弁護士、第2、4火曜日:司法書士、そのほか臨時・出張相談を実施。虐待等の困難ケースの案件については、専門相談を利用し、弁護士に助言をいただいたり、実際に同行訪問していただいた。	定期相談21回、臨時相談29回。50回、計56件の相談に対応。定期相談の稼働率46.0%と昨年度より稼働率は少し増加。また、虐待等の困難事例について、専門相談を利用し、弁護士から助言をいただいたり、実際同行訪問していただき、課題が整理でき実際の支援につながった。今後も積極的に専門相談を利用し、専門家の助言をいただきながら問題の解決につなげたい。	
2) 「権利擁護支援者」の 養成・活用・活動支援	権利擁護支援者養成研修の開催	権利支援者養成研修のカリキュラムの充実と実施、広報	5月から企画をはじめ、7月には広報を開始。8/17説明会を開催。9/21～2/22まで全11日の研修を実施した。	権利擁護支援者養成研修10回目の実施、今年度は20名が受講し、18名が受講修了。そのうち人材バンク登録希望者は12名。実地研修は、受講修了の次年度に行っていたが、今年度から、研修プログラムに組み込んだ。机上の研修だけでなく、実際の現場を体験できてよかったなどの感想をいただいた。
	権利擁護支援者人材バンク登録者のフォローアップ研修の実施と活動の場の検討	後見活動支援員・市民後見人実地研修の実施と、後見事務事務に関する研修の実施	後見活動の実地研修については、前年度修了生と、今年度受講生について12/12～26までの間、7日間実施した。	後見活動の実地研修については、今年度から、研修カリキュラムに実地研修を組み込んだため、前年度受講修了生と今年度受講生と一緒に参加することとなった。前年度修了生3名、今年度受講生16名が参加した。「実際の後見活動の現場を体験できてよかった」「後見人と被後見人の信頼関係を感じた」「障がい者施設があること自体知らなかった」「コミュニケーションをとることは難しい」等の感想をいただいた。次年度以降も、研修プログラムに実地研修を組み込む予定。
		その他、人材バンク及び受講修了者に対するフォローアップ(研修・公開講座等)	各種フォローアップ研修の開催について、人材バンク登録者に参加者を募集を行い、開催した。①養成研修のうち3日をフォローアップ研修に位置づけた。②障がい者施設等相談員派遣事業の登録者、登録希望者を対象とした研修、及び実習③後見活動支援員の実地研修。④介護相談員フォローアップ研修。	①11/16:11名、1/18:19名、2/22:19名が参加。②22名が参加。「障がいのある人の特性を知り、理解を深めるための研修」ということで、重度心身障がい者の方と直接会い話をしたり、保護者の方の苦勞話しをお聞きすることができた。参加者からは、「実際に車いすを押したりお話を聞いて、障がいのある人に近づけた気がした」「多様な個性があることを意識したいと思った」など、前向きな感想をいただいた。講義だけでなく、講義をふまえた実習の機会を持つ研修企画が必要。しかし、内容が昨年度と同じものがあつたため、フォローアップ研修としてのありかたを検討する必要がある。今後、人材バンクの方々の希望等を確認しながら、フォローアップ研修に力を入れていきたい。
	「権利擁護支援者人材バンク」の運営	人材バンク運営要領に基づく運営	人材バンク運営要領に基づき運営。	人材バンク登録者は3月末時点で69名。活動状況としては、後見活動支援員:3名、生活支援員:8名、権利擁護推進員:5名、介護相談員:44名、障がい者施設等相談員:11名、市民後見人:1名、のべ72名。今後、権利擁護推進員の活動の場を広げていくことが必要。
市民後見候補者登録の準備と活用	市民後見人の活動について、マニュアルに沿って、3ヶ月ごとの面談し、後見事務の確認を行った。今年度市民後見人の人材バンク登録対象者に向け、案内を送り、希望者に面談を行った。	市民後見人との定期面談により、後見事務内容を確認。令和2年1月に2回目の裁判所報告を行った。市民後見人として、本人の意思を尊重しながら後見活動されており、後見事務に関しても適切に対応されていた。市民後見人の人材バンクには新たに2名が登録。第1号の市民後見人以降、対象者が出ていないため、活動は1名となっている。今後、対象者があれば、積極的に市民後見人の活用を行っていく。		

令和元年度 芦屋市権利擁護支援センター事業計画 実施状況、成果と課題

事前資料4-2

重点課題	事業計画		実施(予定)計画	実施内容	成果と課題	
2) 「権利擁護支援者」の 養成・活用・活動支援	介護相談員派遣 事業の充実	介護相談員の 確保と介護相 談員の派遣	新規相談員の登録面接の実施、相談員の更新手 続きとマッチング作業6月から活動開始	44名が相談員として登録。14施設と全体会を行い、6月から活 動を開始した。SVとして今年度より、社会福祉法人神戸福生 会山内賢治氏に依頼。中間会議では山内SVより相談員として の心構え等の講義をしていただき、その後相談員同士の意見 交換も行った。総括会議はコロナウイルスの影響により中止。 活動も3月は全施設で中止となった。	インフルエンザや新型コロナウイルスなど感染症による活動のありかたについて、マニュアルで定義できていなかった ために、相談員の個人的な考えで活動を中止したりするなど、現場の混乱を招いた。マニュアルにないことが起こっ た場合、事務局として相談員や施設に対し、早めに対策を講じる必要がある。	
		介護相談員の 資質向上	養成研修介護相談員科目の見直しとフォローアッ プ研修の企画と実施	介護相談員のフォローアップ研修企画、参加を募集。12/6に 「認知症サポーターステップアップ講座」を開催。講師は社会 福祉法人山山福祉センター小林浩司氏、関西学院大学森美 月氏	12/6のフォローアップ研修には24名が参加。参加者からは「今までの認知症の研修と違い、実際に当事者と接した 経験をされた方の話が聞けて良かった」「改めて認知症について、勉強できた」「大学生の積極的な取り組みに感動 しました」と感想をいただいた。また、「繰り返し認知症の講習をしてほしい」との意見もいただいた。今後、研修内容 については、受講生の意見をもとに検討が必要。	
		受入れ事業所 との連携	受け入れ施設との連携と事業の有効活用	相談員、施設との情報交換の場として、全体会、総括会議を開 催。中間会議は相談員のみとし、協力施設に関してはヒアリン グで各施設を訪問。	全体会5/30を開催、11施設が参加。今年度の事業の日程等施設ごとに確認し、事業開始に向けた準備を行った。 また、今年度も中間会議には、相談員のみとしたため、事前に事務局が施設に訪問し、直接施設の担当者に本事 業についての意見等を聞くことができた。訪問連絡票の使用状況も確認し、連絡票の目的と今後の活用を促すこ うができた。総括会議はコロナウイルスの影響で開催することができなかった。	
	障がい者福祉施 設等相談員派遣 事業の実施	相談員の確保 と相談員の派 遣	新規相談員の登録面接の実施、相談員の更新手 続きとマッチング作業9月から活動開始	10名の相談員が登録。協力施設3施設となり、8/27に全体会を 実施。9月から月1回の活動を開始。要綱の制定に伴い、「障が い者福祉施設等相談員派遣事業」に事業名変更。	全体会前に現場実習をおこなったことにより、利用者への対応や施設との連携がスムーズに行うことができた。ま た、2年目となり、受入れ施設側の体制も整ってきた。今後は活動回数を増やしていくことが課題。	
		相談員の資質 向上	フォローアップ研修の実施(1日)と現場実習の実 施	7/11に「障がいのある人の特性を知り、理解を深めるための研 修」を実施。講師は、芦屋短期大学木下隆志氏。その後、8/5 ～20までの7日間、1人2施設の現場実習を実施。	7/11の研修は人材バンク登録者を含め22名が参加。現場実習は、7名が参加した。講義形式ではなく、体験や実習 を取り入れた研修であったため、相談員として活動するイメージが分かり、不安の解消につながった。	
		受入れ事業所 との連携	受け入れ施設との連携と事業の有効活用	1法人(4施設)の協力があり、8月に現場実習を行うことがで きた。8/27に全体会を開催し、9月に施設訪問、9月から月1回の 相談員活動を開始した。	10名が登録。3施設が受け入れ。8/27の全体会の後、9月より月1回の相談員活動を開始し、2月まで活動を行った。 受け入れ施設側も2年もなり、活動に関してもトラブルなく、行うことができた。今後、施設及び相談員の意見を聞きな がら、改善、継続していくことが必要。	
3) 権利擁護支援による 地域づくりの展開	小地域単位での権利擁護の啓発		「障がい者理解」の啓発研修の企画、実施	地域の方々、疑似体験を通して「発達障がい」について知 り、理解していただくことを目的とし、地域での研修を企 画、実施。	障がい者基幹相談支援センター、ひょうご発達障がい者支援センターと協力し、5回の打ち合わせを行い、研修を企 画。2地区で開催することができた。時間配分や内容について実施後反省会を行い、内容の変更等を行った。体験を メインとした研修であるため、わかりやすかったと感想をいただいた。来年度は残りの地区で実施予定。	
	多様な地域活動との協働		個別ケースの相談対応や支援者会議、地域ケア 会議に出席	地域ケア会議に出席した	1/18西宮市高齢者・障がい者権利擁護支援センターと合同で、成年後見制度、成年後見制度利用促進法に関する 公開講座を開催。また、2/22には芦屋市権利擁護フォーラムを開催した。今年度は生きづらさを抱え地域で生きる 人達と向き合うをテーマに開催。受講性、人材バンクの方々だけでなく、地域住民をはじめ、各施設従事者等にも広 報し、129名が参加。「参加者に質問しながらのお話だったため、一緒に考えながら受講できた」「支援をする人への 温かいメッセージが聞けて良かった」「人に関わることの大切さを感じました」「放課後デイサービスあおさんの手 話とてもよかったです」と意見をいただいた。今後も、専門職だけではなく、市民の方々も一緒に考え、学べるよう 内容を企画し、継続開催することが必要。	
			地域発信型ネットワーク各種会議への参加	小地域福祉ブロック会議、福祉ネットワーク会議、地域ケアシ ステム検討委員会に参加		
			公開講座、権利擁護支援フォーラムの開催	1/18に公開講座を開催。2/22芦屋市権利擁護フォーラムを開 催した。		
	市民へ向けた権利擁護の啓発		出前講座等各種研修への講師派遣	①生活支援型訪問サービス従事者研修(6/5,10/29,1/30)、② 民生児童委員協議会での研修(7/19)、③介護老人福祉施設 等の職員向け虐待研修等(9/18、11/29、12/6)計7回の講師 派遣を行った。	①高齢者の尊厳の保持、成年後見制度、高齢者虐待をテーマに講義を行った。「高齢者の望む生活が地域におい て当たり前でできているのかを考えるよいきっかけとなり、社会的な支援の必要性について学ぶことができた」「普段 忘れてしまいそうな”尊厳”ですが常に心に留めておこうと思いました」等の感想をいただいた。今後はロールプレイ なども取り入れた研修を検討する予定。②紙芝居を使った講義を行い、権利擁護推進員も講師として参加した。権 利擁護の啓発のため、今後も講師派遣を行う予定。	
			高齢者虐待防止 啓発用リーフレット作成	高齢者虐待防止啓発用リーフレットを作成し、配布した。	4月より行政、包括、基幹型包括と会議を重ね、関西国際大学の学生とも意見交換を行った。そのうえで、子供を含 めた市民が「虐待」を理解できるパンフレットを作成。福祉フェアの時に一般市民に配布。その他関係機関にも配 布した。しかし、市民への配布は1回のみであったため、継続した啓発が必要。	
		「終活」をテーマにした研修の企画実施	65歳以上の高齢者を対象とし、終活をテーマにした、「ろーす くーるAshiya」を企画、開校した。	11/20から毎週水曜日、全5回のすくーるを開校。定員の15名であったが、受講生15名、聴講生1名が受講。終活に 興味のある方ばかりだったため、積極的に質問されたり、意見を言われたりしていた。「大人の遠足」課外活動では、 実際に地域のお寺やカフェを訪れ、お話を聞いたが、受講生には非常に好評であった。受講を通して、受講生同士 のつながりや、地域とのつながりもできた。来年度に向け、講義内容の検討が必要。		
4) 芦屋市の権利擁護事 業の推進と権利擁護 支援センターの体制 強化	権利擁護事業に関する事業計画 の検討と実施		芦屋市の権利擁護事業に関し、行政(地域・高齢・ 障がい)、基幹(包括・障がい)、社会福祉協議会、 PASネットで検討、各種研修会等の実施状況を把握	4/11に各機関で今年度の権利擁護事業に関する打ち合わせ をおこなった。また、受託法人、行政で、事業計画に基づき書 き事業の具体的な事業内容や実施方法、日程などについて随 時打ち合わせを行った。	年度初めに権利擁護事業に関する、調整会議を行ったことで、各機関と協力しながら、計画的に各事業をすすめる ことができた。	
	権利擁護専門相談の活用と機能 の充実		権利擁護専門相談の周知。困難事例の対応にお ける、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)の 活用。家庭裁判所・三士会との連携。	8/28芦屋市、西宮市、尼崎市の3市の行政、権利擁護支援セ ンターの職員及び、三士会の代表、神戸家庭裁判所で、「成年 後見制度利用促進法に関する連絡会」を開催した。	各市の取り組み状況や、三士会の動向を確認でき、活発な意見交換ができた。行政を中心とし、定期的開催でき るよう、進めていきたい。	
	法人後見機能の充実		後見事務体制の整備とモニタリング	後見方針の確認や、進捗状況等を確認するため、定期的にモ ニタリングを行った。また、後見事務に関し、出納帳の確認や 預かり品の確認を年2回実施。監事による監査も実施した。	後見の支援方針や進捗について他の職員の意見・助言を受けることで、後見活動で悩んでいることが解消につな がったり、改めて後見方針を見直すことができた。定期的な、社内監査、監事による監査により、後見事務のミス を早期に発見することができた。	
			職員の育成及び後見活動支援員の活用	今年度は後見活動支援員3名が活動。	後見活動支援員の活動により、ご本人の話をじっくり聞いていただくことにより、ご本人の精神的な安定につなが った。今後も状況に応じて、活用していく予定。	
	職員のスキルアップのための研修 及び研修参加		事例検討及び研修の実施、各種研修への参加	職員のスキルアップのため、全国権利擁護支援ネットワークの 全国フォーラムに参加等、各研修会に参加した。	外部の研修にも積極的に参加した。職員向けの研修企画も行っていく予定。	